

令和6年度

# 卸売市場データ集

令和7年9月

農林水産省

# 目 次

## I 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場の定義	1
(2) 卸売市場に関する基本方針	1
(3) 卸売市場の種類	1
(4) 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定要件	1
(5) 卸売市場の機能	2
(6) 卸売市場制度の変遷	4
(参考) 卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯	8
(7) 改正卸売市場法による「卸売市場に関する基本方針」	9
(8) 令和7年度卸売市場関係予算の概要	12
(9) 卸売市場に係る融資制度(日本政策金融公庫による食品流通改善資金)	16
(10) 卸売市場に係る税制特例	18

## II 卸売市場の現状

(1) 卸売市場の取引の流れ	19
(2) 卸売市場の数・取扱金額、市場関係業者数	19
(参考1) 卸売市場数の推移	20
(参考2) 卸売市場の取扱金額の推移	20
(3) 卸売市場経由率の推移	21
(参考1) 国産青果物の卸売市場経由率の推移	21
(参考2) 卸売市場経由率の推計等	22

## III 中央卸売市場関係

### 1 中央卸売市場の現状

(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	23
(2) 中央卸売市場の取扱実績の推移	23
(参考1) 中央卸売市場配置図	24
(参考2) 開設都市、市場数、取扱金額一覧(中央卸売市場)	25

### 2 中央卸売市場における取引

(1) せり・入札取引の割合(金額ベース)	26
(2) 委託集荷の割合(金額ベース)	26

### 3 中央卸売市場の卸売業者の状況

(1) 中央卸売市場卸売業者数の推移	27
(2) 中央卸売市場卸売業者の取扱金額	27
(3) 中央卸売市場の取扱規模別卸売業者数(令和5年度)	28
(4) 中央卸売市場卸売業者の卸売相手先別金額割合(令和5年度)	28
(5) 中央卸売市場における市場外保管場所の状況	28
(6) 中央卸売市場における商物分離取引の状況	28

### 4 集荷の状況

(1) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(青果)	29
(参考) 全国の青果物卸売市場の他市場からの転送による入荷量	30
(2) 中央卸売市場の集荷先別取扱状況(水産物)	31

<b>5 中央卸売市場の卸売業者の経営状況</b>	
(1) 中央卸売市場卸売業者の総売上高に占める売上総利益等の割合（令和5年度）	35
(2) 中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した割合（令和5年度）	35
(3) 中央卸売市場卸売業者の収益性比較（令和5年度）	35
(4) 中央卸売市場の卸売業者の従業員数（令和5年度末）	35
<b>6 中央卸売市場の仲卸業者及び売買参加者の状況</b>	
(1) 中央卸売市場仲卸業者数の推移	36
(2) 中央卸売市場仲卸業者の仕入高規模別内訳等（令和元年度）	36
(3) 中央卸売市場仲卸業者の仕入先及び販売先別金額割合（令和元年度）	37
(4) 中央卸売市場仲卸業者の代金回収状況（平均回収日数、令和元年度）	37
(5) 中央卸売市場仲卸業者の経営動向（1業者当たりの平均、法人企業）	38
(6) 中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合（令和5年度）	38
(7) 中央卸売市場の仲卸業者の従業員数（令和元年度末）	38
(8) 中央卸売市場売買参加者の業種別割合等（令和5年度末）	39
(9) 中央卸売市場売買参加者数の仕入高規模別内訳等（令和元年度末）	39
<b>IV 地方卸売市場関係</b>	
<b>1 地方卸売市場の現状</b>	
(1) 卸売市場の種類と数、取扱金額、市場関係業者数	40
(2) 地方卸売市場の取扱実績の推移	40
<b>2 地方卸売市場における取引</b>	
(1) せり・入札取引の割合（金額ベース）	41
(2) 委託集荷の割合（金額ベース）	41
<b>3 地方卸売市場の卸売業者の状況</b>	
(1) 地方卸売市場卸売業者数等の推移	42
(2) 地方卸売市場の取扱規模別卸売業者数の推移	42
<b>V 卸売市場の会計</b>	
<b>1 卸売市場会計の現状</b>	
(1) 中央卸売市場開設者の運営に必要な資金の収支状況	43
(2) 市場建設改良費（公設市場）の財源内訳（令和5年度）	43
（参考1）地方債（市場事業債）の発行額の推移	44
（参考2）地方債（市場事業・と畜場事業）計画（公営企業会計等分資金）（通常収支分）	44
<b>2 地方公営企業に関する法令等（概要）</b>	44
<b>VI その他関連データ</b>	
<b>1 食料品関連データ</b>	
(1) 専門小売店の生鮮食料品の販売額	46
(2) 飲食料品小売業の分類別事業所数、従業者数及び年間販売額（令和3年）	46
<b>2 外食産業の状況</b>	
(1) 外食産業市場規模推計の内訳（令和5年）	47
(2) 外食産業の市場規模の推移	48
(3) 食料消費支出の推移	48

## I 卸売市場制度の概要

### (1) 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう（卸売市場法（以下「法」という。）第2条第2項）。

### (2) 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、次に掲げる事項について、卸売市場に関する基本方針を定めるものとする（法第3条）。

1. 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
2. 卸売市場の施設に関する基本的な事項
3. その他卸売市場に関する重要な事項

### (3) 卸売市場の種類

#### 1. 中央卸売市場

卸売市場が卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）で定める基準（※）に該当するものであって、法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた卸売市場

※ 卸売市場の取扱品目が属する以下の①～⑤に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積（その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積）以上であること（省令第1条）

生鮮食料品等の区分	施設規模の基準
① 野菜及び果実	10,000 平方メートル
② 生鮮水産物	10,000 平方メートル
③ 肉類	1,500 平方メートル
④ 花き	1,500 平方メートル
⑤ 前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等	1,500 平方メートル

#### 2. 地方卸売市場

法第13条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた卸売市場

#### 3. その他の卸売市場

中央卸売市場、地方卸売市場以外の卸売市場（法の規定は適用されない。ただし、都道府県の判断により条例で必要な規制や支援をすることができる。）

### (4) 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定要件

法第4条第1項及び法第13条第1項の認定の申請があった場合、次に掲げる要件に適合すると認められるときは、認定をするものとする（法第4条第5項及び第13条第5項）。

1. 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること
2. 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと
3. 業務規程の「卸売市場の業務の方法」が次に掲げる事項を内容とするものであること
  - ① 開設者が取引参加者を不当に差別的な取扱いをしないこと
  - ② 開設者が省令で定める取引結果等を公表すること
  - ③ 開設者は、食料システム法に基づく、
    - ・当該卸売市場で取り扱う指定飲食料品等
    - ・指定飲食料品等のコスト指標
    - ・持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議に応ずること
    - ・取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力を行

うこと

を公表すること

- ④ 開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置をとることができること
- 4. 業務規程の「卸売市場の業務の方法」として次に掲げる事項が定められ、公表されていること
  - ① 品目ごとの売買取引の方法
  - ② 売買取引における決済の方法
- 5. 業務規程に定められている遵守事項が次に掲げられる事項を内容とするものであること

①売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと
②差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしないこと
③売買取引の方法	卸売業者は、4①に掲げる方法により卸売をすること
④売買取引の条件の公表	卸売業者は、取扱品目その他売買取引の条件を公表すること
⑤受託拒否の禁止 (※中央卸売市場のみ)	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、市場における卸売のための販売の委託があった場合に、正当な理由がある場合を除き、その引き受けを拒まないこと
⑥決済の確保	(1) 取引参加者は、4②に掲げる方法により決済を行うこと (2) 卸売業者は、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、財務に関する情報について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること
⑦売買取引の結果等の公表	卸売業者は、省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果等を公表すること

- 6. 5に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること
  - ① 当該遵守事項が5に掲げる事項の内容に反するものでないこと
  - ② 当該遵守事項が取引参加者に意見を聴いて定められていること
  - ③ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること

(参考) その他の遵守事項の例

- (1) 商物分離：卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売
- (2) 第三者販売：仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。）以外の者への卸売業者による卸売
- (3) 直荷引き：仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け
- (4) 自己買受け：卸売業者による卸売の相手方としての買受け
- (5) 地方卸売市場における受託拒否の禁止：地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

- 7. 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること
- 8. 卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること
- 9. 開設者が、卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することが見込まれること
- 10. 卸売業者が存在し、卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること

#### (5) 卸売市場の機能

- 1. 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）

2. 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
3. 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
4. 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

(6) 卸売市場制度の変遷

	主 内 容
中央卸売市場法 (大正12年法律 第32号) 大正12年3月 30日公布 同年11月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場の開設者を主務大臣の指定する区域の地方公共団体及び公益法人(特別な場合)に限定</li> <li>2. 中央卸売市場の開設の認可制と主務大臣に対する在来市場の閉鎖命令権の賦与</li> <li>3. 中央卸売市場整備に対する補助金の交付</li> <li>4. 卸売業者について地方長官の営業許可制</li> <li>5. せり売の原則</li> </ol>
<昭和31年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和31年法律 第158号) 昭和31年6月 22日公布 同年9月20日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場を開設できる指定区域の基準(政令において人口15万人以上)の設定</li> <li>2. 開設者を地方公共団体に限定</li> <li>3. 卸売業者の許可権限を農林大臣に変更</li> <li>4. 開設者に対する卸売業者の最高限度の設定権の賦与と卸売業者の許可に当たっての開設者の意見の尊重義務</li> <li>5. 農林大臣の認可を受けた卸売業者の合併、営業譲渡及び協定の締結に関し、独占禁止法の適用除外</li> <li>6. 仲買業者の売買参加に関する規定の新設</li> <li>7. 類似市場の届出制の新設</li> </ol>
<昭和33年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和33年法律 第123号) 昭和33年5月 1日公布 同年6月30日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卸売人の純資産額に関する規定の新設</li> <li>2. 開設者に対する卸売業者の取引方法の制限権賦与</li> <li>3. 中央卸売市場の名称使用制限</li> </ol>
<昭和36年改正> 中央卸売市場法の一部 を改正する法律 (昭和36年法律 第233号) 昭和36年11月 16日公布 昭和37年1月 15日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央卸売市場の開設・整備に関する計画の樹立とその円滑な実施を図るための措置(勧告及び財政援助)についての規定の新設整備</li> <li>2. 卸売業者の業務・会計に関する改善措置命令、役員解任命令等卸売業者に対する監督規定の整備</li> <li>3. 卸売業者の兼業業務の届出制の新設</li> <li>4. 中央卸売市場審議会の設置</li> </ol>
卸売市場法制定 (昭和46年法律 第35号) 昭和46年4月 3日公布 同年7月1日施行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(農林大臣)並びに都道府県卸売市場整備計画(都道府県知事)</li> <li>2. 卸売市場整備に対する国の助成</li> <li>3. 中央卸売市場開設区域の指定と農林大臣による開設の認可制</li> <li>4. 農林大臣による卸売業者の許可制と卸売業者に対する監督規定の整備</li> <li>5. 開設者による仲卸業者の許可制と売買参加者の承認制</li> <li>6. せり・入札及び委託集荷の原則やその例外としての相対取引、買付集荷の規定の整備</li> <li>7. 地方卸売市場の開設及び卸売業者に関する都道府県知事の許可制と取引規定の整備</li> </ol>

	主 な 内 容
<p>&lt;平成11年改正&gt; 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成11年法律第109号) 平成11年7月26日公布 同年7月26日施行</p>	<p>1. 市場関係業者の経営体質の強化 (i)卸・仲卸の経営体質強化(食品流通構造改善促進法の改正) ①事業譲受け・合併による大型化 ②仲卸業者の共同事業による業者数の適正化 ③そのための金融上の支援措置 (ii)卸売業者の財務の健全化 ①流動比率等の指導基準の明確化 ②卸売業者に対する経営改善命令等</p> <p>2. 取引方法の改善 (i)公正・公開・効率の原則の確立 (ii)市場・品目ごとに、関係者の意見を聴いて、開設者が取引方法を業務規程(条例等)で設定 ①相対の価格・数量を公表 ②最低せり数量の設定 (iii)市場関係者で構成する市場取引委員会の設置 (iv)卸売業者による取引結果の公表等 (v)確実な決済確保の明示 (vi)商物一致規制・委託集荷規制の緩和</p> <p>3. 卸売市場の再編の円滑化 開設者をより広域的な主体へ変更する場合に必要な規定の整備</p>
<p>&lt;平成16年改正&gt; 卸売市場法の一部を改正する法律 (平成16年法律第96号) 平成16年6月9日公布 同年6月9日施行</p>	<p>1. 食の安全・安心への対応 卸売市場における品質管理の徹底 ①卸売市場整備基本方針等において品質管理の高度化のための措置を規定 ②開設者が業務規程において品質管理の方法を規定</p> <p>2. 規制の弾力化 (i)商物一致規制の緩和 規格性のある物品について電子商取引等を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことが可能 (ii)買付集荷の自由化 (iii)第三者販売・直荷引きの弾力化(省令対応) 生産者や外食・加工・小売業者等と卸・仲卸との連携強化や地方の卸売市場のネットワーク化を図るため、規制を緩和</p> <p>3. 市場機能の強化 (i)卸売市場の再編の促進 ①中央卸売市場整備計画に、地域の特性・要望に十分配慮し、市場ごとの自主性を基本に、運営の広域化又は地方卸売市場への転換が必要な市場の位置付け ②卸売市場の再編を進めるための手続規定を整備 (ii)卸売手数料の弾力化(平成21年4月から施行) (iii)業務内容の多角化 ①兼業等の届出制を廃止 ②市場外での販売活動に関する規制を緩和 (iv)仲卸業者に対する財務基準の明確化 (v)取引情報公表の充実</p>

	主 な 内 容
<p>&lt;平成30年改正&gt; 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律 (平成30年法律第62号) 平成30年6月22日公布</p> <p>○卸売市場法の一部改正 令和2年6月21日施行 (平成30年10月22日一部施行)</p>	<p>1. 卸売市場法の改正</p> <p>(1) 卸売市場に関する基本方針 農林水産大臣が下記事項を定めた卸売市場に関する基本方針を策定・公表</p> <p>(i)業務の運営に関する基本的な事項 (ii)施設に関する基本的な事項 (iii)その他重要事項</p> <p>(2) 中央卸売市場及び地方卸売市場の認定</p> <p>1 (1)の基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、下記①から⑥までの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公示し、指導・検査監督する旨を規定 (中央卸売市場については、その施設の規模が省令で定める基準に該当する卸売市場に限定して認定)</p> <p>①売買取引の方法の公表 ②差別的取扱いの禁止 ③受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) ④代金決済ルールの策定・公表 ⑤取引条件の公表 ⑥取引結果の公表 ⑦その他の取引ルールの公表(※)</p> <p>※各卸売市場は、共通の取引ルールに反しない範囲において、第三者販売、直荷引き、商物分離等について、取引参加者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、設定することが可能。</p> <p>(3) 卸売市場の施設整備に対する国の助成</p> <p>2 (2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、国は、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助することが可能</p>
<p>○食品流通構造改善促進法の一部改正 平成30年10月22日施行</p>	<p>2. 食品流通構造改善促進法の改正 (題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改正)</p> <p>(1) 食品等の流通の合理化に関する基本方針 農林水産大臣が下記事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を策定・公表</p> <p>(i)流通の効率化に関する措置 (ii)品質・衛生管理の高度化に関する措置 (iii)情報通信技術等の利用に関する措置 (iv)国内外の需要への対応に関する措置</p> <p>(2) 食品等流通合理化計画の認定</p> <p>2 (1)の基本方針に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を農林水産大臣が認定</p> <p>(3) 支援措置 認定を受けた食品等流通合理化計画に対する、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資等の支援措置を新設</p> <p>(4) 食品等流通調査 食品等の取引の適正化のため、農林水産大臣が、食品等の流通全般を対象に定期的な調査を行い、結果に応じて必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する旨の規定を新設</p>

	主 な 内 容
<p>&lt;令和7年改正&gt;  食品等の流通の合理化  及び取引の適正化に関  する法律及び卸売市場  法の一部を改正する法  律  (令和7年法律  第69号)  令和7年6月  18日公布  令和7年7月  時点未施行</p>	<p>1. 卸売市場法の改正  (1) 中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件の追加  開設者は、次に掲げる事項を公表すること  (i) 当該卸売市場において取り扱う指定飲食料品等  (ii) (i)に掲げる指定飲食料品等のコスト指標  (iii) 飲食料品等事業者等の努力義務の内容</p>

(参考)卸売市場法制定(昭和46年)以降の他法による改正の経緯

公布日	卸売市場法を改正した法律名等	卸売市場法の改正概要
昭和53年7月5日	農林省設置法の一部を改正する法律附則第17条による改正	・規定中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める
昭和55年3月31日	租税特別措置法の一部を改正する法律附則第32条による改正	・第73条第2項を削除、同条第3項を同条第2項とする 等
昭和61年12月26日	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律第29条による改正	・第6条第1項、第3項及び第4項中「都道府県知事」を「都道府県」に改める
平成3年5月2日	食品流通構造改善促進法附則第3条による改正	・第70条の削除 ・第4条第3項、第5条第3項、第7条第2項、第12条中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に改める ・第5章の章名を「都道府県卸売市場審議会」に改める等
平成5年11月12日	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第184条による改正	・第19条第5項の改正 ・第25条第3項及び第65条第3項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める ・第49条第2項を改め、同条第5項とし、同条第2、第3、第4項を追加
平成6年6月29日	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第63条による改正	・第8条第2号中「共同処理する」を「処理する」に、「規定による一部事務組合」を「一部事務組合又は広域連合」に改める
平成9年6月20日	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律第6条による改正	・第21条第5項及び第29条から第32条まで削除
平成11年7月16日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第288条による改正	・第17条第1項第3号、同項第4号ハ、同号ニ、第53条第1項第1号、第77条第4号、第79条第7号を改正 ・第49条第1項を改正、同条第2項を新たに追加 ・第76条の改正 等
平成11年12月22日	中央省庁等改革関係法施行法第837条による改正	・本則中「食品流通審議会」を「食料・農業・農村政策審議会」に改める ・第76条の見出しを改め、同条第2項を新たに追加
平成12年5月31日	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第95条による改正	・第21条に会社分割に係る規定を追加
平成13年3月30日	租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第43条による改正	・第73条第1項及び第2項に会社分割に係る規定を追加
平成14年2月8日	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律第48条による改正	・附則第11条の改正
平成17年7月26日	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第376条による改正	・第16条第1項第2号中「資本」を「資本金」に、第21条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に、第73条第2項中「資本」を「資本金」にそれぞれ改める
平成18年3月31日	所得税法等の一部を改正する等の法律附則第186条による改正	・第73条第1項及び第2項の開設者に係る規定を削除
平成23年6月30日	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第89条による改正	・第73条の削除
平成25年6月14日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第44条による改正	・第16条第2項の改正(中央卸売市場の開設者が卸売業務の許可等に係る申請書を受理した場合における大臣への意見の添付の義務付けを廃止) ・第58条第3項の改正

卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）

**第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項**

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

### 3 卸売市場における指導監督

#### (1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

#### (2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

## 第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

### 1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

#### (1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

#### (2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシュルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

### (3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

### (4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

### (5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

## 2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

## 第3 その他卸売市場に関する重要事項

### 1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

### 2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

### 3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

(8) 令和7年度卸売市場関係予算の概要

1. 食品流通拠点施設整備対策（強い農業づくり総合支援交付金）

（令和7年度当初予算）【11,952（12,052）百万円の内数】  
卸売市場の防災・減災対策

（令和6年度補正予算）【229（229）百万円】

ア 卸売市場施設整備

中央卸売市場（法第4条第1項に基づく認定を受けた卸売市場若しくは同項に基づく認定を受けることが確実と認められる卸売市場をいう。）及び地方卸売市場（市場法第13条第1項に基づく認定を受けた又は受けることが確実と認められる卸売市場をいう。）が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画（以下「認定計画」という。）に従って実施する施設の改良、造成若しくは取得（以下「整備」という。）であって、以下の取組に該当するものに対し支援します。

(ア) 品質・衛生管理高度化施設整備の取組

産地・実需者から求められる品質・衛生管理に対応するためのコールドチェーンの確立や、HACCPに対応するなど卸売市場の取扱物品の品質・衛生管理機能を高度化させるためのもの

(イ) 物流効率化に向けた施設整備の取組

卸売市場内の運搬経路の最適化や市場内外における交通渋滞等を緩和させるなど、卸売市場の物流を効率化させるためのもの

(ウ) 卸売市場統合・連携促進施設整備の取組

他の卸売市場との統合、連携等に係る取組であり、取扱数量の増加に資するため等のもの

(エ) 輸出促進対応卸売市場施設整備の取組

輸出拡大計画を作成し、取扱数量の増加を含む輸出の促進が図られるためのもの

(オ) 卸売市場防災対応施設整備の取組

既存卸売市場における耐震診断に基づく耐震化や地域防災計画等に即した防災対策等により防災対応を図るためのもの

当取組のうち、緊急点検卸売市場が実施する国土強靱化に資する防災・減災のための整備（令和6年度補正予算）

〔事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合 等  
補助率：定額（4/10以内、1/3以内）〕

イ 共同物流拠点施設整備

認定計画に従って実施する施設の整備であり、農林水産物等の共同配送等に必要なおストックポイント等の物流拠点の施設の整備に対し支援します。

〔事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合、流通業者（卸売市場で業務を行う卸売業者、仲卸業者等に限る。） 等  
補助率：定額（1/3以内）〕

2. 農産物等輸出拡大施設整備事業（令和6年度補正予算）

【5,500（5,500）百万円の内数】

ア 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備

中央卸売市場及び地方卸売市場が、認定計画に従って実施する施設の整備であって、国産農産物等の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援をします。

〔事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合 等  
補助率：定額（4／10以内、1／3以内）〕

イ 輸出物流拠点施設整備

農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーンを最大限に活用する輸出物流拠点の施設の整備を支援します。

〔事業実施主体：地方公共団体、事業協同組合 等  
補助率：定額（4／10以内、1／3以内）〕

### 3. 輸出物流構築緊急対策事業（令和6年度補正予算）

【450百万円】

日本の農林水産物・食品を将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るためには、輸出先国の実情に応じた輸出サプライチェーンの確立が必要となっているところ、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築を支援します。

#### （1）輸出物流構築に向けたモデル実証

##### ①基幹的な輸出物流ルートの強化

基幹的な輸出物流ルートにおける国内各地の輸出産地からの最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築等を支援します。

##### ②地方港湾等活用のための輸出商社・物流業者の育成

輸出産地近郊に立地する地方港湾・空港等を活用した輸出物流構築のための輸出商社や物流事業者等の育成に向けた調査・実証等を支援します。

#### （2）輸出物流構築に必要な施設確保、設備・機器導入

形成されたネットワークにおいて、効率的な輸出物流を実現するために必要となるデジタル化や自動化・省人化のために必要な設備・機器の導入を支援します。

#### （3）推進事業

関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案、協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。

補助率：（1）（3）の事業は定額

（2）の事業は3／10以内（HACCP、ISO22000 又は FSSC22000 へ対応する場合の設備・機器にあっては1／2以内）

事業実施主体：（1）の事業は食品流通業者等で組織される団体（協議会）

（2）の事業は食品流通業者、運送業者、貨物利用事業者等

（3）の事業は民間団体等

#### 4. 持続可能な食品等流通総合対策

(令和6年度補正予算) 【2,973百万円】

(令和7年度当初予算) 【120(-)百万円】

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

(1) 持続可能な食品等流通対策事業 【令和7年度当初予算】120(-)百万円  
物流の標準化(標準仕様のパレット導入等)、デジタル化・データ連携(伝票の電子化、トラック予約システム等)、モーダルシフト等の取組や、物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

(2) 持続可能な食品等流通緊急対策事業

【令和6年度補正予算】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業(うち973百万円)

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業(うち2,000百万円)

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

補助率：(1)の事業は定額、1/2以内

(2)①の事業は定額、1/2以内

②の事業は4/10以内、1/3以内

事業実施主体：(1)、(2)①の事業は食品流通業者等で構成される協議会

(2)②の事業は協議会を構成する卸売市場開設者、流通業者、物流業者等

(9) 卸売市場に係る融資制度（日本政策金融公庫による食品流通改善資金）

1. 卸売市場近代化施設

生鮮食料品等の生産及び流通の円滑化、国民消費生活の安定向上に果たすべき卸売市場の重要な役割に鑑み、卸売市場の施設、卸売市場の卸売業者及び仲卸業者の業務の近代化を図るための必要な施設の造成等について長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方（中小企業者に限る。）

中央卸売市場又は地方卸売市場において事業を営む者であって次に掲げる者。

- a 卸売市場（付設集団売場（※）を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）又はその出資・組織する法人
- b 卸売市場の卸売業者又はその出資・組織する法人
- c 卸売市場の仲卸業者又はその出資・組織する法人

（※）当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの

イ 貸付金の使途

- a 卸売市場施設  
卸売市場の業務に必要な施設の改良、造成又は取得
- b 卸売業者施設  
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、場内事務所の改良、造成又は取得
- c 仲卸業者施設  
倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、仲卸店舗設備の改良、造成又は取得

ウ 償還期限（据置期間）

- a 卸売市場施設：25年以内（5年以内）
- b 卸売業者施設：15年以内（3年以内）
- c 仲卸業者施設：15年以内（3年以内）

エ 貸付限度額

- a 卸売市場施設：負担する額の80%以内（限度額なし）
- b 卸売業者施設及び仲卸業者施設：負担する額の70%以内（限度額あり）

2. 卸売市場機能高度化型施設

近年の食品の流通部門を取り巻く著しい情勢の変化に対処し、生産者及び実需者双方のニーズに的確に応えていくため、

- ① コールドチェーン体制の確立や加工・調製及び保管・配送機能の強化
- ② 市場関係業者の連携、統合大型化による効率的な物流の確立、経営の合理化等の取組により、市場関係業者が卸売市場の機能の高度化を図るために必要な長期・低利資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

ア 貸付けの相手方

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第6条第2項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に基づいて食品等流通合理化学業を実施する者であって次に掲げる者（中小企業者に限る。）

- a 卸売市場（付設集団売場を含む。）の開設者（地方公共団体を除く。）
- b 卸売市場の卸売業者
- c 卸売市場の仲卸業者

- d 卸売市場の仲卸業者の組織する事業協同組合及び事業協同小組合
  
- イ 貸付金の使途
  - 認定計画に基づいて行う食品等流通合理化事業の実施に必要な施設等のうち次に掲げるもの
    - a 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
    - b 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
    - c 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
    - d 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資
  
- ウ 償還期限（据置期間）  
25年以内（3年以内）
  
- エ 貸付限度額  
負担する額の80%以内（限度額なし）

(10) 卸売市場に係る税制特例

1. 国 税

(1) 所得税・法人税の特例

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす（適用期限：なし）

土地収用法の規定に基づいて卸売市場用地に供するために収用され、譲渡収入を得た場合、当該譲渡収入から5,000万円を控除（適用期限：なし）

(2) 地価税の特例（当分の間、課税の停止）

地方卸売市場の用に供されている土地等については非課税（適用期限：なし）

2. 地方税

(1) 不動産取得税の特例

卸売市場の開設者、卸売業者及び仲卸業者並びにその組織する法人が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金－卸売市場近代化施設）の貸付を受けて取得した共同利用施設の課税標準は、取得価格から融資額を控除した価格とする（但し、控除額は価格の2分の1以下）（適用期限：令和9年3月31日）

(2) 特別土地保有税の特例（課税の停止）

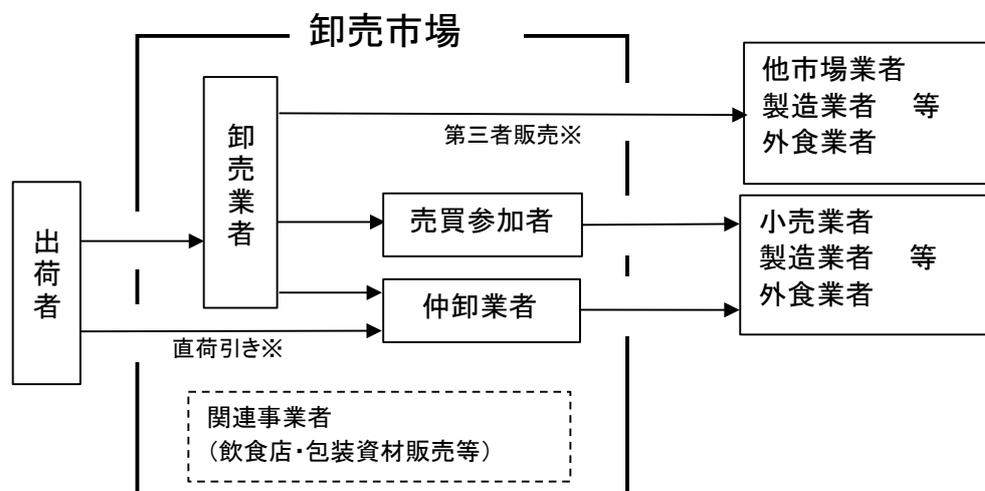
卸売市場の用に供する土地については非課税（適用期限：なし）

(3) 事業所税の特例

卸売市場及びその機能を補完する施設については非課税（適用期限：なし）

## II 卸売市場の現状

### (1) 卸売市場の取引の流れ



※第三者販売及び直荷引きについては、市場によっては業務規程においてその取引を制限している場合もある。

### (2) 卸売市場の数・取扱金額、市場関係業者数

	市場数		取扱金額 (億円)	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数
中央卸売市場	64	(39都市)	37,436	153	2,682	19,845
うち青果	50	(38都市)	18,968	64	1,177	9,057
水産物	34	(29都市)	14,178	55	1,383	3,431
食肉	10	(10都市)	2,958	10	50	1,428
花き	13	(9都市)	1,179	17	72	5,929
その他	5	(4都市)	153	7	0	0
地方卸売市場	909	(うち公設 139)	29,768	1,063	2,198	78,634

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 1. (中央) 市場数、卸売業者数：令和6年度末、他の業者数：令和5年度末、取扱金額：令和5年度

(地方) 市場数、業者数：令和5年度末、取扱金額：令和5年度

2. 中央卸売市場の総合市場は37、青果物単独市場は13、水産物単独市場は3である。

【参考】令和6年4月1日現在の市場数等について

(秋田市中央卸売市場(花き部)が令和6年4月1日に地方卸売市場の認定を受ける)

市場数 65(40都市)→64(39都市)、卸売業者数 154→153

うち花き 14(10都市)→13(9都市)、卸売業者数 18→17

## (参考1)卸売市場数の推移

年度	区分	中央卸売市場	地方卸売市場			
			公設	第三セクター	民設	
H19		81	1,237	155	38	1,044
20		79	1,207	156	39	1,012
21		76	1,185	156	38	991
22		74	1,169	153	37	979
23		72	1,159	151	37	971
24		72	1,144	155	38	951
25		70	1,105	154	36	915
26		67	1,092	157	37	898
27		64	1,081	156	38	887
28		64	1,060	151	37	872
29		64	1,037	151	35	851
30		64	1,025	149	33	843
R1		64	1,009	147	31	831
2		65	908	142	31	735
3		65	905	142	31	732
4		65	901	141	32	728
5		64	909	139	30	740

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注)各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成24年度までは各年度当初の数値である(24年度末の地方卸売市場は1,126(うち公設154、第三セクター37、民設935))。

## (参考2)卸売市場の取扱金額の推移

(単位：億円)

年度	区分	中央卸売市場計		地方卸売市場計			
		青果	水産物	青果	水産物 (消費地)		
H19		45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,816
20		44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21		41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22		41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23		39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24		38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25		39,163	19,178	16,014	31,869	12,543	6,964
26		39,110	19,104	15,839	31,329	12,770	7,270
27		40,263	20,001	15,921	31,919	13,317	7,257
28		40,162	20,404	15,490	32,472	14,049	7,106
29		38,950	19,813	15,059	31,566	13,433	6,857
30		37,481	18,829	14,504	29,529	12,429	6,185
R1		35,767	18,112	13,725	27,845	12,002	6,347
2		34,994	18,707	12,475	27,619	12,547	5,667
3		35,594	18,261	13,186	28,021	12,278	5,713
4		37,132	18,590	14,230	29,184	12,171	5,961
5		37,436	18,968	14,178	29,768	12,567	6,008

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(3) 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

区分 年度	青果			水産物	食肉	食肉		花き
	野菜	果実	牛肉			豚肉		
H6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8
27	57.5	67.4	39.4	52.1	9.2	14.3	6.8	76.9
28	56.7	67.2	37.7	52.0	8.6	12.9	6.6	75.6
29	55.1	64.3	37.6	49.2	8.3	12.3	6.4	75.0
30	54.4	64.8	35.8	47.1	8.2	11.7	6.4	73.6
R1	53.6	63.2	35.6	46.5	7.8	11.3	6.0	70.2
2	52.2	62.6	33.1	45.7	8.1	12.1	6.1	74.1
3	53.9	62.7	37.1	45.6	8.1	12.3	6.1	74.8
4	50.5	59.2	34.1	43.2	8.2	12.7	6.0	72.8

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注)卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く。)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

なお、参考までに、国内で流通した国産青果物のうち卸売市場を経由したものの数量割合についても同様に推計した。

(参考1) 国産青果物の卸売市場経由率の推移

年度	H26	27	28	29	30	R1	2	3	4
青果	84.4%	81.2%	79.5%	78.5%	79.2%	76.9%	74.9%	76.4%	72.4%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

## (参考2) 卸売市場経由率の推計等

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	青果		水産物	食肉		花き		
		野菜	果実		牛肉	豚肉			
H10	総流通量(A)	23,248	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,095	6,796
	市場経由量(B)	17,265	11,897	5,368	5,751	559	306	253	5,819
	市場経由率(B)/(A)	74.3%	81.8%	61.7%	71.6%	15.5%	20.3%	12.1%	85.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,573
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	23.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,986	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B)/(A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,656	1,189	2,467	4,885
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,105
	市場経由率(B)/(A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,685
	市場経由量(B)	13,202	9,806	3,396	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B)/(A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.3%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	218	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
28	総流通量(A)	21,080	13,597	7,483	5,645	3,782	1,215	2,567	4,689
	市場経由量(B)	11,959	9,136	2,823	2,936	326	156	170	3,547
	市場経由率(B)/(A)	56.7%	67.2%	37.7%	52.0%	8.6%	12.9%	6.6%	75.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,349	5,697	1,652	2,190	194	115	79	1,197
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.9%	41.9%	22.1%	38.8%	5.1%	9.5%	3.1%	25.5%
29	総流通量(A)	21,593	14,177	7,416	5,561	3,917	1,288	2,629	4,560
	市場経由量(B)	11,896	9,110	2,786	2,737	327	159	168	3,420
	市場経由率(B)/(A)	55.1%	64.3%	37.6%	49.2%	8.3%	12.3%	6.4%	75.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,406	5,757	1,649	2,058	195	117	78	1,176
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.3%	40.6%	22.2%	37.0%	5.0%	9.1%	3.0%	25.8%
30	総流通量(A)	21,757	13,981	7,776	5,470	3,988	1,362	2,626	4,451
	市場経由量(B)	11,838	9,057	2,781	2,576	327	159	168	3,276
	市場経由率(B)/(A)	54.4%	64.8%	35.8%	47.1%	8.2%	11.7%	6.4%	73.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,073	5,529	1,544	1,935	196	117	79	1,137
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	32.5%	39.5%	19.9%	35.4%	4.9%	8.6%	3.0%	25.5%
R1	総流通量(A)	21,399	13,962	7,437	5,428	4,051	1,361	2,690	4,341
	市場経由量(B)	11,473	8,827	2,646	2,522	314	154	160	3,047
	市場経由率(B)/(A)	53.6%	63.2%	35.6%	46.5%	7.8%	11.3%	6.0%	70.2%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,055	5,521	1,534	1,834	188	112	75	1,092
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	33.0%	39.5%	20.6%	33.8%	4.6%	8.3%	2.8%	25.2%
2	総流通量(A)	21,129	13,665	7,464	5,092	3,926	1,324	2,602	4,075
	市場経由量(B)	11,023	8,553	2,470	2,327	317	160	157	3,020
	市場経由率(B)/(A)	52.2%	62.6%	33.1%	45.7%	8.1%	12.1%	6.1%	74.1%
	中央卸売市場の取扱量(C)	6,899	5,451	1,448	1,763	195	116	78	1,040
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	32.7%	39.9%	19.4%	34.6%	5.0%	8.8%	3.0%	25.5%
3	総流通量(A)	20,515	13,463	7,052	5,006	3,968	1,293	2,675	4,405
	市場経由量(B)	11,063	8,444	2,619	2,285	322	158	164	3,297
	市場経由率(B)/(A)	53.9%	62.7%	37.1%	45.6%	8.1%	12.3%	6.1%	74.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	6,817	5,320	1,497	1,715	198	119	79	1,157
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	33.2%	39.5%	21.2%	34.3%	5.0%	9.2%	3.0%	26.3%
4	総流通量(A)	20,727	13,573	7,154	4,857	3,995	1,301	2,694	4,666
	市場経由量(B)	10,466	8,029	2,437	2,096	328	165	163	3,398
	市場経由率(B)/(A)	50.5%	59.2%	34.1%	43.2%	8.2%	12.7%	6.1%	72.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	6,553	5,111	1,442	1,590	204	124	79	1,235
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	31.6%	37.7%	20.2%	32.7%	5.1%	9.5%	2.9%	26.5%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

(注)1. 得られる資料の中で市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。

2. 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。

3. 食肉についてはラウンドしたため、計算値が合わないことがある。

4. 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。